

後期高齢者医療制度

保険料の支払方法

後期高齢者医療の保険料は、**特別徴収**(年金からの天引き)または**普通徴収**(納付書または口座振替)によりお支払いいただいています。

平成22年度の保険料の支払方法は次のとおりですので、ご確認ください。

特別徴収

年金受給額が年額18万円以上あり、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超えない人

⇒保険料は、年金から天引きされます。

※平成22年4・6・8月の特別徴収では、平成21年度の保険料額をもとに計算した金額(平成21年度保険料年額×3/6)を暫定的に天引きします。その後、7月に新しい保険料率で平成22年度保険料額を決定し、10月以降の特別徴収で調整します。

※平成22年4月から新たに特別徴収になる人には、4月中に仮徴収額決定通知書が送付されます。

普通徴収

特別徴収の対象とならなかった人

⇒新たな保険料率で計算した保険料を平成22年7月から納付書または口座振替で市に納付していただきます。

～特別徴収されている人へ～ 口座振替へ変更することができます

特別徴収については、申し出により口座振替へ支払方法を変更することができます。年金からの天引きを中止する3カ月前の月の末日までに申し出を行ってください。

なお、すでに申し出を行なっている人は再度申し出の必要はありません。

所得の変更により保険料や一部負担金 変更となる場合があります

過去にさかのぼって所得が変更となる場合、過去の保険料や一部負担金の額が変更となり、差額分をお支払いいただくか、またはお返しする場合があります。

問い合わせ先 高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎) ☎242-1109

後期高齢者医療制度

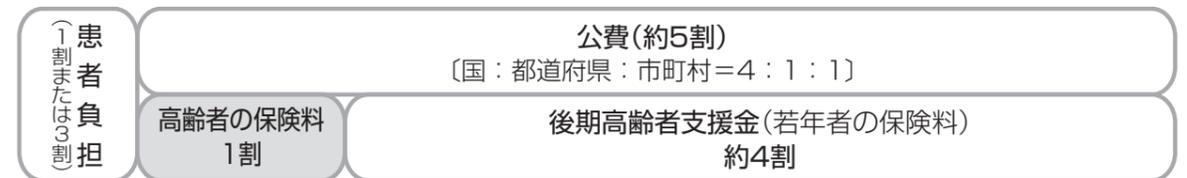
後期高齢者医療保険料 平成22・23年度の保険料率が決定しました

後期高齢者医療保険料は、2年ごとに保険料率の見直しを行ないます。このたび、熊本県後期高齢者医療広域連合において平成22・23年度の保険料率が次のとおり決定されました。

均等割額 **47,000円** (従来)46,700円 所得割率 **9.03%** (従来)8.62%

保険料額(年額) = 均等割額47,000円+所得割額{(総所得金額-33万円)×9.03%}
※上限額は一人あたり年額50万円です。

※後期高齢者医療制度の財源は下図のとおりです。患者負担を除くと、公費(約5割)、現役世代からの支援(約4割)、後期高齢者医療被保険者からの保険料(約1割)となっています。



保険料の軽減

所得が低い人や被用者保険(協会けんぽ、健保組合、共済組合など)加入者に扶養されていた人の保険料の軽減は、平成22年度も下記のとおり継続されます。



所得が低い人の軽減

◆次に該当する人は、保険料の「均等割額」(被保険者全員が等しく負担する保険料)が軽減されます。

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額が	均等割額が
「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)	9割(42,300円)軽減されます
「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯	8.5割(39,950円)軽減されます
「基礎控除額(33万円)」+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)を超えない世帯	5割(23,500円)軽減されます
「基礎控除額(33万円)」+「35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	2割(9,400円)軽減されます

◆次に該当する人は、保険料の「所得割額」(所得に応じて負担する保険料)が軽減されます。

被保険者の総所得金額が	所得割額が
「基礎控除(33万円)」+58万円を超えない人	5割軽減されます

被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減

後期高齢者医療加入直前に被用者保険加入者に扶養されていた人は、保険料の均等割額が9割(42,300円)軽減されます。所得割額はかかりません。

この他に、被保険者またはその世帯の世帯主が災害により財産に著しい損害を受けたときや、失業によりその収入が著しく減少したときなどは、保険料の減免が受けられる場合があります。

国民健康保険からのお知らせ

わが国では、病気のと看や事故にあったときの、高額な医療費の負担を軽減するため、原則的にすべての国民が次のいずれかの公的医療保険に加入しなければならない「国民皆保険制度」が確立しています。

- | | |
|--------------------------------|-------------------------|
| 1 国民健康保険(自営業者、年金受給者など) | 4 各種共済組合など(公務員、私立学校教職員) |
| 2 政府管掌健康保険、組管掌健康保険(会社員など) | 5 船員保険 |
| 3 国民健康保険組合(医師、歯科医師、薬剤師、建設関係など) | 6 長寿(後期高齢者)医療制度 |



したがって、本市にお住まいで他の公的医療保険に加入できない人は、必ず国民健康保険の加入の届出をお願いします。

【加入の届出に必要なもの】

- ①本市に転入したとき……………印かん・転出証明書
- ②他の健康保険などを離脱したとき……………印かん・社会保険などの資格喪失証明書
- ③生活保護を廃止されたとき……………印かん・保護廃止決定通知書
- ④子どもが生まれたとき……………印かん・国民健康保険証・母子手帳

※①②で退職者医療制度に該当する60歳から64歳の人(厚生年金などの年金を受けられる人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある65歳未満の人)は、加入月数がわかる年金証書などが必要で

問い合わせ先 健康づくり推進課 国保年金班(西合志庁舎) ☎242-1183